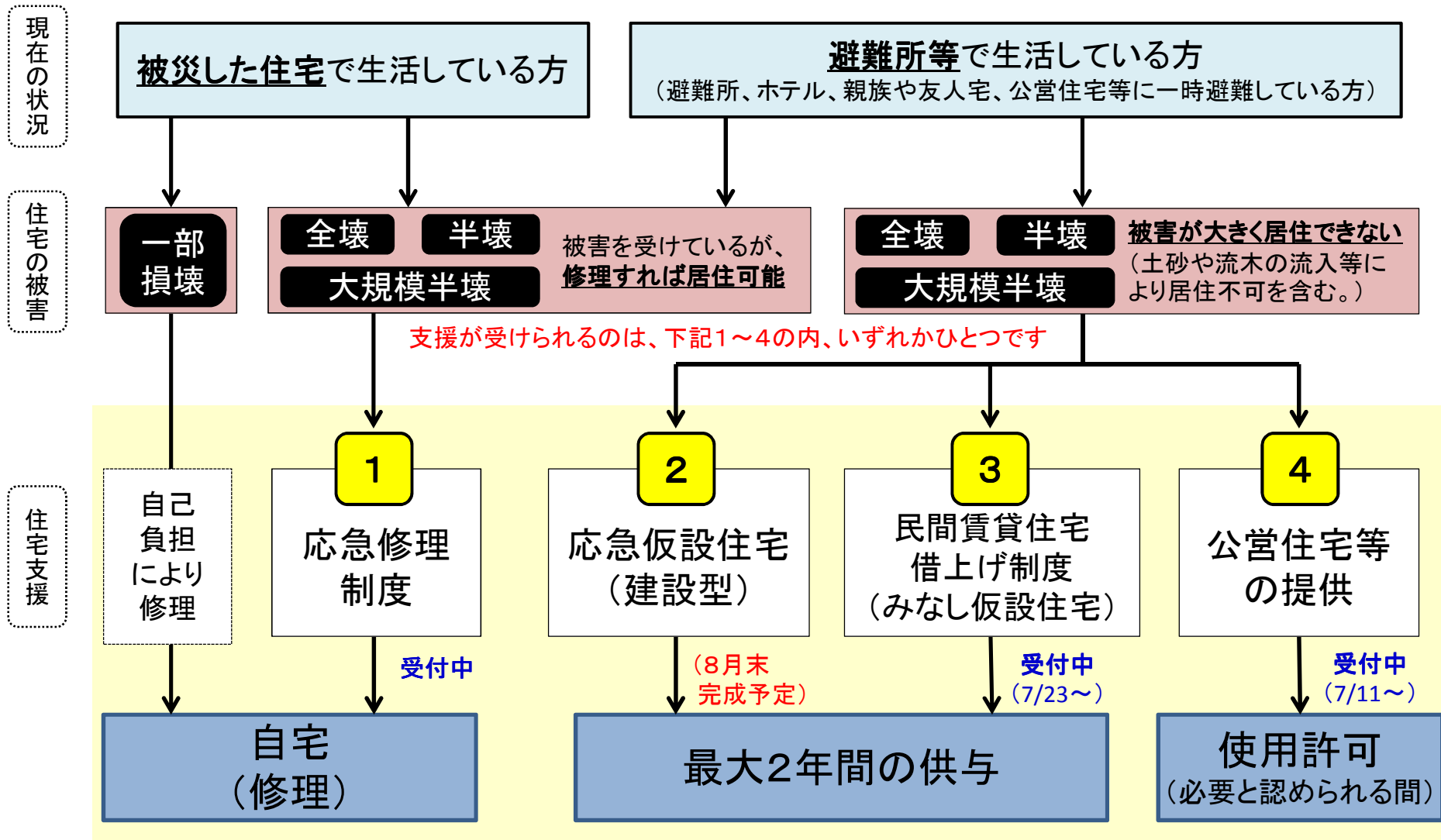


《住宅の支援について》

平成30年7月豪雨に係る住宅支援について



※二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等により避難指示等を受けている など、長期にわたり自らの住居に居住できない方は、2~4の利用が可能です。

※現在、公営住宅等に避難されている方で、被害が全壊、大規模半壊、半壊以外の方は、1~3の利用はできません。